

ID: 1393

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	準用する土地改良法第108条第2項による清算金の徴収		
法令名 根拠条項	農住組合法 第11条		
法令番号	昭和55年法律第86号		
【基準】 準用する土地改良法第108条第2項の規定による。 (清算金) 第108条 第98条第10項又は第99条第12項の規定による公告があつたときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構又は市町村は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。 2 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 1 日